

地方整備局営繕工事監督技術基準（案）（令和2年改定）【概要】

■目的・概要

監督業務の適切な実施を図ることを目的に、各地方整備局の所掌する営繕工事における監督業務の標準的な実施内容等を定めたものです。

■主な内容

- ・ 監督職員が実施すべき事項について
 - ・ 契約の履行の確保について
 - ・ 施工状況の検査等について
 - ・ 円滑な施工の確保に関する業務内容について

■主に使用する時期

- ・ 工事段階

■適用方法

- ・ 各地方整備局の発注する営繕工事において、発注者が行う監督業務の標準案です。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者に対する事項]

- ・ 本基準は、監督業務の主要業務を規定したものであり、監督業務全てを網羅するものではありません。【発】